

平成27年12月2日（水曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	児玉憲司	選挙管理委員会委員長
菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会事務局長	月光龍弘	政策企画課長
伊藤耕平	さがえ未来創成課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
松田仁	さくらんぼ観光課長	阿部藤彦	健康福祉課長
佐藤浩之	高齢者支援課長	竹田浩	子育て推進課長
小畑広明	会計管理者（兼） 会計課長	軽部賢悦	水道事業所長
土屋恒一	病院事務長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安孫子和広	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第2号

第4回定例会

平成27年12月2日(水)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開

午前9時30分

一般質問

○国井輝明議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、木村農業委員会会長は公務のため欠席の報告を受けておりますので、御了承願います。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○国井輝明議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成27年12月2日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉大筋合意に伴う市民生活への多大な影響と地域産業振興について	生活破壊の「TPP交渉」大筋合意について （1）農産物はじめ地域産業の生産現場への影響について （2）「食の安全」など市民生活への影響と対策について （3）地域産業防衛のための市独自の対策強化について	4番 渡 邊 賢 一	市 長 教 育 長
2	子どもとお年寄り	（1）「さがえっこ育みアクションプラ		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	にやさしいまちづくり推進について	ン」について ア 不登校・いじめ対策について イ 教職員の人員・予算確保について (2) 学力向上に向けた施策について ア 全国学力・学習状況調査について イ 中高一貫教育と「東桜学館」について (3) 子どもとお年寄りの人権擁護について ア 児童虐待・高齢者虐待一掃について イ 市内バス停留所のベンチ設置について		教 育 長
3	地域の活性化について	(1) ふるさと総合公園の更なる整備と利活用について (2) 寒河江西村山産業まつりについて (3) さくらんぼイベントについて (4) 西村山広域での球場新設について (5) 市施工による建売住宅販売について	10番 沖 津 一 博	市 長
4	高齢者支援について	(1) 要介護認定者の障害者控除、特別障害者控除について (2) 本年4月からの介護保険法改定を受けての本市の状況と取り組みについて	6番 遠 藤 智与子	市 長
5	TPPについて	(1) 農業に対する影響は。 (2) 今後の守りの対策はどうするのか。 (3) 今後の攻めの対策はどうするのか。	3番 佐 藤 耕 治	市 長
6	農業の活性化について	(1) 認定農業者中、収入1000万円以上の農家数は。 (2) 認定農業者中、担い手がいる農家数は。 (3) 農業をけん引するトップランナー設置を考えては。		市 長
7	住宅団地造成について	羽前高松駅周辺に住宅団地造成を考えられないか。		市 長

## 渡邊賢一議員の質問

○國井輝明議長 通告番号1番、2番について、4番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 おはようございます。

社会民主党市民連合の渡邊賢一でございます。市民を代表して質問させていただきたいと思っております。

初めに、きのうから師走に入りまして周りの山々はまさに雪景色、冬景色となりました。清流寒河江川には、2年前の集中豪雨の被害で姿が見えなかったサケが、ことしは多くの遡上が確認され、市民の皆さんや漁協関係者が非常に安心していると聞いております。まさに先日発表されたさがえ未来創成戦略のU・J・Iターン、カムバックサーモンは、移住、定住や新規就農の先駆者に私には見えます。

さて、国会では9月19日の立憲主義、民主主義を踏みにじり憲法違反の安保法制、いわゆる戦争法の強行採決や昨年制定されました特定秘密保護法による秘密主義での国民の知る権利までがないがしろにされて国民不在の、まさに安倍政権による独裁状態となっていると報じられています。

憲法53条に基づく野党の臨時国会開会要求を拒否する政府与党の姿勢は、憲法違反の重罪とも言われております。

加えて自民党は、みずからつくり上げた憲法改正草案の中で、国会開会の要求があったときには20日以内に開かなければならないという改正案までつくっているわけでありまして、明らかな言行不一致だというふうにマスコミでも報じているわけです。

T P P交渉「大筋合意」が行われた10月5日以降、その概要のみが小出しに示され、やっと最近になって農産物重要5項目を含めた過去に関税撤廃したことのない農林水産物834品目の

うち、約半数の395品目で関税撤廃、農林水産物全体では2,328品目の81%に当たる1,885品目で関税がなくなることがやっと明らかになりました。全くこの前例を見ない空前の市場開放、アメリカ主導、安倍政権の暴走の象徴と言わざるを得ません。国民の利益や国民生活よりも、グローバル資本の利益、あるいはウォール街の投資家を最重視する不平等な新自由主義協定であると言えます。

本来、これらの内容をしっかり国会で議論して説明して国民に理解を求め、国民の代表たる国会議員の皆さんが意見を言い合う、そうした場になるべきであります。そういうことも行われないわけでありまして、まさに国民をばかにしていると言わざるを得ません。

その中において、本市において市民の皆さんが大きな衝撃を受け、また急速に不安な状態に陥っている課題について御質問をさせていただきます。

1つ目が、農産物を初めとする地域産業の生産現場への影響でございます。

この間、聖域とされました農産物重要5項目のうち、牛肉、豚肉の関税を大幅に削減するとともに、米はアメリカ、オーストラリア両国に対して無関税の輸入特別枠を新設するなど、また乳製品も大規模な低関税輸入枠を設定するなどしながら、譲歩に譲歩を重ねた合意ありきの安易、かつ拙速な妥協内容であります。国内への打撃は非常に大きく、農業と農村の崩壊を進め、食料の安全、安定供給を脅かしかねない今回の政府の前のめりの所業は、断じて容認できないというふうに思います。

今回の関税大幅引き下げや特別枠の新設は、重要5項目について関税堅持を求めた衆参両議院の農林水産委員会の決議に反することは、明々白々であります。安倍首相は、関税撤廃の例外を5%確保できたなんていうふうに強弁していますが、全くの茶番であるというふうに思

います。その上、安倍政権の掲げる農業所得増や食料自給率の向上、飼料用米の推進などの政策とも全く整合性、一貫性がとれていないわけでありまして、昨年の衆議院議員選挙で公約した自民党は、T P P断固反対、うそをつかないという方便が弊履のように翻されました。

そして、地域農業や農業を主たる産業にする本市の関連産業に壊滅的打撃を与え、また、市民の命や暮らしを脅かす今回の暴挙に対し、市民を代表して満腔の怒りをもって抗議したいというふうに思います。

さて、11月25日には、農林水産省のT P P対策本部が対策案を発表されましたけれども、これは中身は本当に絵に描いた餅でありまして、現実性がなく来年の選挙のためのパフォーマンスと言われております。特に攻めの輸出攻勢、ビジネスチャンスについては、高水準での取引価格の期待に反し、現実的には輸送費等のコストがかかって国内価格並みかそれ以下でありまして、農家の所得向上には困難だというふうに言われております。

ここで農家の皆さん、実行組合長さん方の声をもとに質問させていただきますが、さきの定例会でT P P問題の請願が採択され意見書の提出も行われたわけでありまして、今定例会に対しましても、安倍政権の大筋合意を直ちに破棄し、T P P交渉から即刻脱退するよう強く要求する内容の切実な請願も出されているわけでございます。

本市の特産の桜桃、さくらんぼやリンゴ、ブドウ、桃、西洋梨といった果物、つや姫を初めとする米、野菜、牛肉、豚肉や乳製品などへの未曾有の壊滅的打撃予想について市政概況について市長からは御報告がございましたけれども、農家の生産意欲がなくなっていくことが最も懸念されるわけでありまして、国の大ざっぱな試算とは別に農林水産業を含め市民生活への影響額を市独自で試算されていらっしゃるのかお伺

いをしたいというふうに思います。

また、T P P交渉と同時進行して農協や農業団体、農業委員会などの見直し、リストラの動きについて、市としてもどのように対応されていくのか、これもお聞きをしたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 渡邊議員、一問一答でお願いいたします。

○**渡邊賢一議員** まず、市の影響額についてお伺いいたしますが、どのような試算をされていらっしゃるかお聞きします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 渡邊議員からT P Pの問題について御質問ありましたが、御案内のとおり、11月25日に政府が発表しました総合的なT P P関連政策大綱によりますと、経済効果分析結果については、年内に発表するというところに聞いていますところでございますが、実際の影響については、そのT P Pが発効するまではなかなか見きわめが難しいのではないかとこのふうにも認識しているところであります。

2013年の3月15日にT P P交渉への参加が正式に表明をされ、これに合わせて政府としてT P P参加による影響というものを試算をしているわけでありまして、2年以上前の話でありますけれども、農林水産分野では約3兆円の生産額が減少するということを当時試算をしているわけでありまして、御案内のとおり、この試算については関税10%以上の農産物を対象としている試算でありまして、8.5%のさくらんぼなどについては入っていない試算であります。

同じ時期に県でも産出額が多い米などの農産物8品目、林産物1品目、水産物6品目の計15品目について試算をして、影響額としては産出額が約3割減少すると想定をし、約688億円と公表しているところであります。これも2年前の数字であります。御承知のとおり、この試算というのは、大筋合意の内容の以前の数字で

ありますから、その現実の大筋合意になった後の試算とは大分違うのではないかというふうにも想定されるわけであります。政府で年内に公表されるということで経済効果分析結果というものが年内に公表されるということでありますから、我々としては、まずその結果を検証した上で県などとも十分連携をして、本市への影響額を試算してまいりたいというふうに考えている状況でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひその影響額については精査をしていただきたいし、市民の皆さんにも公表していただきたいと思えます。

もう一つが、農協などの農業団体、農業委員会の見直しなどに向けた国の動きが強まっております。これらに対する対応策などは御検討されているのかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 農協、農業団体、それから農業委員会の見直しの動きへの対応ということですが、農業協同組合制度の見直しにつきましては、全国市長会におきましても農業者の所得向上につながるような改革を行うことを要請をしているところであります。市におきましても、引き続きこの推移を見守っていく必要があるというふうに認識をしているところであります。

また、農業委員会制度の見直しにつきましては、農業情勢の変化に対応して農業の成長産業化を進めていくために、今後、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、それから新規参入を促進するという目的で行われるものというふうに認識をしておりますので、十分農業者の皆様方の御意見などを踏まえながら進めていくべきものであるというふうに認識をしているところでございます。

改正農業委員会法が平成28年、来年の4月1

日から施行されるわけでありますけれども、その主な改正内容としては、1つには農業委員の選出方法を公選法から市町村長の選任制に変更すること。2つには農地利用最適化推進委員を新設すること。3つには農業委員会ネットワーク機構を指定することなどというのが主な内容になっているところでございます。

法改正に伴う寒河江市におきます条例改正などについては、平成29年の7月の任期満了に向けて行くことになるわけでありますけれども、県農業委員会の指導、さらにはその先に実施される他の市町の状況などを十分勘案しながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。11月27日発表の農業センサスにおきまして、農業人口などこの5年間で2割減ったと。209万人で51万人以上、農業をやめている現状にございます。

また、平均年齢が66.3歳、耕作放棄地も42万4,090ヘクタールということで富山県の面積相当とまで報じられているわけですので、本市、本県もそれ以上の厳しい状況と言わざるを得ませんので、ぜひ今、市長からもありましたけれども、対応策を講じていただければというふうに思います。

次に、農業以外の地域産業生産現場への影響についてでございます。TPP参加による悪影響が地域産業、雇用、労働、食品安全、医療等、安価な医薬品など、あるいは環境、知的財産など市民の命と生活の隅々まで及ぶわけでありまして、中でも多国籍企業が進出先の政府を国際仲裁機関に訴える、いわゆるISDS訴訟の条項などがこの外国企業を主権国家よりも優位に置いて日本の司法権が骨抜きにされてしまうんじゃないかという危機的な状況にあるわけでありまして、日本の独自のさまざまな規制や社会システムが提訴対象になる危険性もあると言わ

れております。

したがって、ここで質問なんです、市内の工場、生産現場、あるいは市内の商店街で販売される特産物など、また誘致した中央工業団地の企業が製造する製品等についての影響というものは、どのように把握されていらっしゃるか。特に競争力が失われて倒産する企業が増加するのではないかと、市内の労働者への影響が非常に大きいのではないかとという危機感もありまして、ぜひ競争力の低い中小零細企業についての輸出産業面も含めた影響について御質問させていただきます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** TPPの合意によります市内商工業、とりわけ商工業への影響ということにお答えをいたしますが、先ほど来申し上げておりますとおり、なかなか具体的な数字で影響がどのくらいということとは申しあげられませんが、我々としては、少なからず影響があるんだろうと、思っているところであります。特に企業への影響というものは大いに懸念されますが、今の段階で中央工業団地の企業の皆さんからお声をお聞きをしますと、輸出している企業のほうからは、機械製造にとってよい方向に進むと、考えているとか、工業輸出は好機だという見方がある一方で、輸出していない企業のほうからは、輸入原料についてはコスト的に楽になるのではないかと、いう考えもあります。また一方で、経営的には全体的に厳しくなるだろうという声もあり、さまざま反応はあるわけでありませう。

また、TPP交渉が大筋合意されたものの、先ほど来申し上げておりますけれども、実際に政策大綱による対策が実施されないと、その影響がどのくらい出るか予想できないという不安視する声もありました。

いずれにしても、我々としては、これからの動向、国の動向なども注視しながら、また市内

のいろいろな事業者の声なども十分受けとめながら対応していく必要があると思っているところであります。

さきの繰り返しになって大変恐縮ですけれども、今後とも国あるいは県からの情報などに十分注意をしながら、雇用や景況の状況把握に努めて、市としても当然、必要な支援策などについて研究をしていく段階なのかなというふうに思っているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 次に、食の安全など市民生活への影響と対策について御質問したいと思います。最初に、命と心を育む食育推進の学校給食のことについてでございます。

遺伝子組み換えや食品添加物入りの食材を安価で大量に購入した給食ができるのではないかと、いうふうに児童や生徒の保護者は非常に不安になっておりまして、食品安全基準のハードルを低くして農薬、保存料、合成着色料づけの外国産食材中心の給食に今後、なってしまうのではないかと、いう、こういう不安があります。

そこで質問なんです、本市の地産地消と食育教育による地域一体型の学校給食推進とは逆行する今回のTPPの影響で、今後、食の安全確保が本当に大丈夫なのかということで、例えば経費節減のために民間委託されている西根小、柴橋小、高松小とほかの学校の品質の格差が生じないのかというふうな不安、あるいは中学校で地場産野菜の供給4割をぜひ継続してほしいという農家からの声もあるわけで、食品安全基準の改悪について、子供たちの健康をむしろ健全な発達を阻害してしまうのではないかと、いうふうに言われておりまして、ぜひ教育長の御認識を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答えを申し上げます。

まず最初に、TPPの影響で今後の食の安全の確保は大丈夫かということでございますが、

食の安全に関しましては、食品安全基本法あるいは学校給食法、そして、その学校給食法で定められております学校給食衛生管理基準というようなものがございまして、それらに基づいて安全の確保がなされているということでございます。

本市におきましても、これらを踏まえまして平成22年3月に寒河江市食育推進計画というものを定めておりまして具体的な取り組みをしているわけでありまして。

まず、原材料とか加工食品でありますけれども、年1回、山形県の理化学分析センターで細菌検査とか、あるいは残留農薬検査を実施しております。それから、加工食品であります、加工食品につきましては製造業者から食品成分表というものを取り寄せるとともに、その選定に当たりましては、他の市町村の使用実績を確認したり、あるいは初めて使用する食材につきましては、必ず献立作成会議というものがございまして、その中で試食を行いまして成分とか、品質とか、食味などを確認した上で使用しているところでございます。

また、地産地消の推進につきましては、米は現在、寒河江産のはえぬきを使用しておりますし、野菜はできるだけ山形県産、それも可能な限り寒河江産ということになっております。肉類につきましては、鶏肉は国産、豚肉と牛肉は山形県産ということで使用しているところでございます。このように食の安全を確保しながら地産地消の推進を図っているということでありますので、今後ともこういう取り組みを大切にしたいと考えております。

それから、民間委託をしている学校との格差ということの御指摘でございますが、本市は全て小中学校におきまして統一献立を実施しております。また、調理師の研修会というものがございまして、これには民間委託の調理師も一緒に研修に参加しておりまして、調理とか、衛生管

理に対する意識というのは市の調理師同様に高いものがございまして。さらに、民間委託をしている3つの小学校は、それぞれ栄養教諭を配置しておりますので、安心・安全でおいしい給食が提供できるように努めているということで、御指摘のような民間委託であるがために学校給食に格差が生じるということはないと考えております。

次に、中学校給食における地場産野菜の供給でございますが、本市は毎月19日前後に寒河江食育の日というものを設定しておりまして、市内の小中学校で統一した指導を行っております。また、その期間には小中学校で地場産物をできるだけ多く取り入れた給食を提供しているという状況でございますし、また中学校の共同調理場方式であります、中学校給食におきましても、地元生産者やJAと連携をいたしまして安全・安心でおいしい地場産野菜を安定的に供給できる体制というものを整えて対応している状況でございます。

中学校給食においては、より一層、地産地消の推進が図られるよう今年度から寒河江食育の日推進事業というものを立ち上げまして、年6回、地域の地場産野菜を多く取り入れた特色ある給食も提供しているところでございます。今後ともこれまで同様に地場産野菜を多く取り入れた給食を推進していきたいというふうに思っております。

最後に、食品安全基準に係る御懸念でございますが、子供たちに安全・安心でおいしい給食を提供することは、これは極めて大切なことでありまして、また食育の推進を図っていくということももちろん、大事なことでございます。教育委員会といたしましても、今後とも食品の安全については、十分な確認、チェックをしながら、配慮をしながら適切な対応となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

最近のニュースでは、食品表示の偽装とか産地表示のこうした問題など、市民、消費者の皆さんは非常に敏感になっているわけでありまして、今の御答弁にありましたけれども、ぜひ食育推進に向けて進めていただきたいと思います。

さて、次が市民の安全・安心の地域医療、保険制度についてでございます。アメリカが要求してきた医療の自由診療によって国民皆保険制度というものが崩壊されるのではないかと。また、外国資本による医療保険によって命の格差が生じてくると言われております。医療サービスの自由化によって安価な輸入薬品の販売も行われる一方で、医療品や医薬品が高額になると。民間病院はもとより、公的病院のもうからない診療科が閉鎖も起きて、地域医療への多大な影響も危惧されております。

政府は大筋合意の詳細内容を今、日本語訳を行っているなどの理由で正式、かつ正確な情報が公開されておられません、今、金持ちしか病院に行けないような状況が起きてしまったり、あるいは高度医療の手術は自由診療で保険のきく一部の富裕層だけになってしまうというふうなことは、本当にとんでもないことでありまして、大部分の市民や貧しい方も医者に診てもらえないようになるなんていうことはあってはならないというふうに思っております。この地域医療の問題について市長の御認識をお伺いしたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘の医療保険制度に関しましては、現在、得られている情報の中では、我が国の公的医療保険制度はT P Pの対象とはなっていないのではないかとというふうに認識をしているところでございます。

御案内のとおり、我が国は昭和36年に公的医療保険が確立して以来、いつでもどこでも誰で

も同じ医療が受けられるという制度が確立をしているわけでありまして、また、医療機関におきましても、診療報酬や薬価が公定価格として定められていることによって、持続可能な安定した経営が可能になっているわけでありまして。医療水準の向上に大きく寄与していると思っております。

こういう状況でありますから、市民が安心して生活する上で国民皆保険制度と公的診療報酬制度が堅持されることは不可欠であるという認識を持っておりますので、今後とも情報収集には努めてまいりますし、また全国市長会などを通じて国にも強く今後とも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

次の質問に入ります。地域産業防衛のために市独自でこの対策を強化していくべきというふうなことであります。

1つ目は、農家と消費者との連携強化、商工業の地域振興と観光客拡大についてでございます。農水省が発表したT P P対策案にもございますけれども、直売所の拡大や地域商店街の再生、規格外の農産物利用など地域や消費者が生産者を支えるようなC S A、地域支援型農業の推進などを図り自給的な基盤を強めて食の安全・安心を拡大すべきだというふうに思います。本市の（仮称）新第6次振興計画策定中でありまして、未来創成戦略の実現に向けた積極的アクションプログラムをつくっていくべきだというふうに思います。

ここで質問なんですけれども、国内の食料自給率を上げるために消費者団体や生協、また首都圏のスーパーチェーンなど、例えばサンベルクスとかコモディイイダなどのチェーン店なども連携を強めていくべきだというふうに思います。生産現場へのツアーや視察をふやし、行政ももっと支援していくべきです、本市のさ

くらんぼマラソンへの選手招待などで宣伝効果をもっとアップさせていくべきだと思います。農業、観光振興と移住・定住の支援と抱き合わせた総合的、かつ効果的な取り組みが必要だと思いますけれども、市長の御認識を、また御決意もお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 10月27日にさがえ未来創成戦略を策定させていただきましたが、御案内のとおり、今、次期振興計画、10年間の振興計画を策定中であります。10年間の振興計画でありますけれども、最初の5年間の行動計画というものも今年度中に策定をして、その計画に基づいて各種の取り組みを進めていくことにしているわけであります。

そうした中で、御指摘の地域農業の振興ということについては、食の安全・安心、そして消費者との連携強化というものが大変重要な推進方策の一つであるというふうに認識をしておりますので、生産者と消費者によるぎわいづくりの、例えばマルシェの開催でありますとか、さくらんぼ狩りキャンペーンのPRを通じた観光農園への支援などについては、さらに充実を図っていく必要があるというふうにも思っておりますし、御提言の生産現場へのツアーでありますとか、視察の拡大、いろんな観光イベントへの誘客の充実などについても、これからその行動計画の中で取り組みを進めていくよう検討したいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** もう一つが補助金制度における農家負担金のさらなる軽減策についてでございます。

T P Pの対策案では、所得補償の拡充や担い手育成、攻めの農業、体質強化を打ち出しているわけですがけれども、当然ながら緊急対策を10年以上の長期スパンで打ち出すべきだというふうに思います。農家の複合経営を後押しするた

めに、人・農地プラン、いわゆる地域農業マスタープランは、本市の実情を踏まえ必要かつ無理のない農地集積や規模拡大を行って、多様な担い手づくりや特色ある産地づくりにつながるように施策を拡充すべきだというふうに思いますし、未来創成戦略のパブリックコメントも多く寄せられておまして、こうした貴重な具体的提言も尊重していただきたいというふうに思います。

さて、ここで質問ですが、農地中間管理機構（農地集積バンク）を利用した新農業生産法人の設立、あるいは小規模兼業農家の保護、地域農業を残すというふうな視点で今、非常に困難な状況にある袋小路状態の農道の解消や劣悪な農業用水路、そうした農村整備事業については、市独自で農家の負担の軽減を図るように検討すべきだというふうに思います。

また、補助事業の対象年齢がいわゆる45歳というふうにありますけれども、実態から見て非常に低いというふうに思いますので、見直し拡大などぜひ制度改正なども今後行ってみてはというふうに思いますが、市長の御検討などをお願いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 最初に農地中間管理機構を利用した法人の設立などについて推進すべきだという御意見であります。平成25年12月に法整備がされて、寒河江市におきましてもこれまで68ヘクタール集積面積が進んでいるところでございます。

しかしながら、御案内のとおり、先ほど来御指摘ありますけれども、家族経営の農家による農地集積、規模拡大というのは、限界があるということでもありますので、今後は農業生産法人による農地の集積をさらに進めていく必要があるというふうに考えておりますので、市におきましても、関係団体、機関の皆さんからいろんな御意見、あるいは他の事例なども参考にしな

がら、その支援方策などについては十分検討していききたいというふうに考えているところでございます。

それから、農村整備事業に関する農家負担の軽減について御質問いただきました。基本的な考え方についてお答えをしたいと思いますけれども、これまでも農道など大規模な農業用施設の整備については、農家負担の軽減を図るという観点もあって、国や県の補助事業というものを活用して農家負担の少ない有利な事業を選択をして進めてきたところでありますし、またそういうのに該当しないような小規模な農業施設については、市単独で支援制度を設けて取り組んできているところであります。

また一方、国のほうでも日本型直接支払制度というものが発足をして、多面的機能支払交付金あるいは中山間地域等直接支払交付金などを活用して、地域が独自に選択して農業施設を整備することができるというふうになっておりますから、これらの制度を活用して農家負担の軽減を図ってきているところでありますので、これらを利用していただければなというふうに思いますが、御指摘のとおり、農家の皆さんも減ってきている、高齢化しているなどということで、地元負担については、同じ額なんだけれども農家の人が減っているの、1人当たりの負担額がふえているというふうな声も座談会などでもお聞きをしているのであります。そういった対策は、やっぱり何とか考えていかなきゃならんというふうに思います。TPPの問題、課題なども含めて農業を取り巻く情勢、さらに厳しくなると懸念されますので、市としても総合的にその点を踏まえて検討していききたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

次に、2番の子供とお年寄りに優しいまちづくり推進について質問させていただきます。

最初に、さがえっこ育みアクションプランについてでございます。国連の国際人権規約に基づき日本が批准した子どもの権利条約、こういったものがあるわけですが、こうした権利条約的な、条例的な昨年6月制定のさがえっこすくすく宣言があるわけでありまして、その子育ての環境とか地域におけるそうした育み、アクションプランについては、この前開催されました100人評価委員会でも高く評価されております。教育に対する市民の皆さんの期待の裏づけだというふうに思っています。

一方で、安倍政権がグローバル大国のために人材育成など新自由主義的な教育改革も行っているわけでありまして、競争させ負け組を生み出し、その子供たちは孤立し、基礎学力が低下してしまうという負の連鎖、悪循環も作り出しているのではないかとされています。未来への礎となるこの人づくり、学校教育の課題、とりわけ心の教育について保護者、地域住民の声をもとに御質問させていただきたいと思えます。

まず、不登校、いじめ対策についてでございます。不登校対策については、教育相談員1名、訪問相談員2名による教育相談室の運営や寒陵スクールの設置など行っているわけですが、その内容についてであります。特にいじめ対策についてこの間、山形新聞のほうでも報じているわけですが、アンケート調査では県全体で、小学校が認知件数1,654件ということで前年対比580件の増、中学校は664件で43件の増ということで大幅な増加になっております。冷やかしかからかいなどを含め本市の状況というか、具体的な対策も含めどのように進められるのか伺いたいと思えます。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** 教育相談室、寒陵スクールについての内容についてまずお答えしたいと思います。

本市では、御案内のとおり、寒河江市教育相談室設置条例というのがございまして、それらをもとにしまして適応指導教室ということで学校に登校できない児童生徒の学校復帰のために寒陵スクールというものを開設をしているところでございます。

その内容でございますが、現在、小学生が1名、中学生が11名おまして、平日の午前中に主に勤労青少年ホームの1室をお借りしまして3名の市の教育相談員が児童生徒の学習指導はもちろんですけれども、遠足とか調理実習などの行事、そして体験活動など、こういった内容の指導業務に当たっているところでございます。

そのほかに、教育相談員は学校と連携しながら家庭を訪問しての対応とか、あるいは先生方や保護者からの来室、あるいは電話による相談などのいわゆる相談業務を行っているという状況でございます。

それから、次にいじめ対策の御質問もございましたが、まず状況でございますけれども、本市の昨年度の1年間におけるいじめの認知件数でございますけれども、認知件数は小学校が32件、中学校25件、合わせて57件ということで報告をいただいております。

その具体的ないじめの態様であります、複数回答となっておりますけれども、内訳を見ますと冷やかしかからかい、悪口や文句、嫌なことを言われると、こういうのが一番多くて36件でございます。それから、次いで仲間外れ、集団による無視、こういったのが22件、それから軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる、蹴られるなどが14件となっております。またさらに、パソコンや携帯電話などで誹謗中傷、嫌なことをされる、こういったのも5件ございました。これが主なものでございます、態様として。

これは一昨年度と比較いたしまして件数は10件ほど増加しておりますけれども、これは各学

校でより丁寧にいじめを認知しようとしたことのあらわれでもあるというふうに思います。件数のみならず、認知したいじめをどれだけ解消しているか、解消できているかということが重要ではないかなと考えているところでございます。

本市で昨年度、認知した57件につきましては、各学校で解消に向けた取り組みを行いまして、その全てが解消している、あるいは一定の解消が図られて継続支援中であると、こういう回答でございます。いじめの防止に向けては、昨年度、寒河江市いじめ防止基本方針を策定いたしまして、その要綱に基づいて対応しているところでございますし、各学校でも学校いじめ防止基本方針というものを策定して、いじめの未然防止とかあるいは早期発見に向けた取り組みを組織的に行っております。それからまた、道徳を初めとした教科学習、あるいは児童会や生徒会の中で自主的な活動を通して児童生徒の心を育てる教育というものを大切にして、いじめのない学校づくりを推進しているところでございます。

さらには、さがえっこ育みアクションプラン、学校、地域、家庭が一体となった取り組みでございますが、こういった取り組みも子供たちの心を育てる取り組みとして大切な役割を果たしているものと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。非常にここが私は教育の中でも大事なところだと思っておりますので、ぜひそこを手厚く今後とも進めていただければというふうに思います。

次に、教職員の人員や教育予算の確保についてでございます。

まず1つ目、嘱託職員である市費における学習補助員の配置について、現在、21名ということできめ細かい御指導が行われているということで大変好評であります。別室登校生徒学習

支援員、いわゆる保健室登校対応の方など非常にありがたいというふうに言われておまして、今後ともそうした配置については充実を求めていると思いますし、今、正職員増員についても現場から声が上がっておりまして、「さんさんプラン」による33人以下学級というのは他県、例えば秋田県や福島県などではもう30人以下学級などが進められており、まだまだ先進県ではなくなっているんだというふうなこと。本市の6月定例会でこの義務教育費国庫負担金の予算、3分の1を2分の1に復元すべきという請願なども採択されておりまして、きめ細かな学校での御指導と子供たちに向き合う時間がさらにふえて、今後、後で質問しますけれども、学力も向上するよう教職員の増員に向けても今後、進めていくべきだというふうに思いますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** これからの子供たちに求められている力というものを育成するためには、やっぱりきめ細やかな指導、あるいは子供と向き合う時間というのは、御指摘のとおり、大変大切なものだというふうに思っております。

本市では、国や県の加配状況なども勘案しながら、学校が抱える課題、あるいは子供の状況に応じまして市単独で学習補助員というものを配置しているところでございます。先ほどお話にありましたとおり、本年度、21名の学習補助員を配置して担任の教師と一緒にTT指導を行うなど、子供の実態に応じたきめ細かな指導、充実に努めている状況でございます。この件に関しましては、今後とも各学校の抱える課題というもの、あるいは児童生徒の実態、こういったものを的確に把握しながらその状況に応じた学習補助員というものを適正配置していきたいと努めてまいりたいと考えております。

それから、県が進めております教育山形「さんさんプラン」、教職員の配置でございますけ

れども、これは個の能力を最大限に伸ばすということで少人数学級編制の利点を生かした学級経営、あるいは授業改善の取り組みということでは、大変大きな役割を果たしているものと捉えているところでございます。

本県が取り組んでいる「さんさんプラン」、少人数学級編制による教職員の配置につきましては、今後とも継続して配置して実施していただきたいと、このように考えているところでございます。

それから、義務教育費の国庫負担制度のこともございましたが、今年度も山形県市町村教育委員会協議会と、その協議会としてこれまでどおり、従前のように、2分の1国庫負担に戻していただくよう国に対しても要望しております。市教委といたしましても、その実現が図られることを願っているという状況でございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 続いて、学力向上に向けた施策についてもお聞きしたいと思います。

全国学力・学習状況調査が行われておまして、昨年度から調査結果の公表、これは市町村別や学校別に公表できると、このことが可能になりましたけれども、これは過度の競争をあおり、学力の序列化につながるというふうに言われておまして、調査結果の公表は本市において検討されているのかどうかです。

あと、子供や学校現場の負担にならないように慎重に扱うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答え申し上げます。全国学力・学習状況調査の結果につきましては、これまでも過度な競争をあおり、序列化につながるようなことがないように本市では数値による公表というものは行っておりません。本市全体の状況というものをグラフとか、あるいは文章によって具体的に考察いたしまして、その上で市

全体として取り組むべき今後の対策というものを各学校に示しているところでございます。

その結果の活用については、各学校で分析を行いまして、対象学年である小学6年生、中学3年生だけでなく、学校全体でその対策を講じて実践しているところであります。その具体的な例として過日行われました市の校長会の学力向上研修会というものがございまして、その中で各校の計画、実践等を発表し合いまして協議し、研修を深めたということでございます。

市教委といたしましても、このような各学校の実践の取り組みに加えまして日々の授業というのが大変大事だということでございまして、学力アップ授業づくり研修会というようなものを立ち上げるなどしてその学力の向上策、向上に向けて取り組んでいるところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** もう一つが中高一貫教育と東桜学館のことについてでございます。村山地域における初の中高一貫教育ということで東桜学館が東根市にオープンするというものでありまして、この是非もあるわけですがけれども、小学生のお受験を推進するのではないかとと言われておりますし、第2の山大附属中になるのではないかとと言われております。募集要項では12月受験申し込み、1月受験というふうなことでありまして、本市においては、どのように対応されていくのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 草苺教育長。

○**草苺和男教育長** お答え申し上げます。来春、本県初の併設型中高一貫教育校ということで開校いたします山形県立東桜学館中学校・高等学校と、この進学に関しましては、基本的にはこれは保護者や本人等が判断するというところでございます。市教育委員会として東桜学館への受験を推進すると、薦めるというようなことはございません。

また、いわゆる小学生のお受験というお話で

ございましたけれども、そういう御指摘がございましたが、中高一貫教育というものを導入する趣旨というのは、従来の中学校、高等学校の制度に加えまして生徒、保護者が6年間の一貫した教育課程、学習環境のもとで学ぶ機会を選択できるようにすると。そして、中等教育の一層の多様化を推進していく、それをもって生徒一人一人の個性を重視した教育を目指していくんだということにあると。そういう趣旨を踏まえながら、受験競争の状況を生むようなことがないようにしていくということが大切であると教育委員会としても捉えているところでございます。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ過度な競争をおおるようなことのないように御配慮をお願いしたいと思います。

さて、最後の質問になりますけれども、子供とお年寄りの人権擁護についてであります。1つ目が児童虐待・高齢者虐待の一掃について。今、家庭環境の複雑化によって家庭内の児童虐待が絶えないということで、最近では、残念ながら米沢市の乳児が犠牲になるなど痛ましい事件が報道されているわけでありまして、本県の中央児童相談所、一時保護所などのほうに相談があるのは、本当にごく一部と言われております。本市の通告件数についてと対策についていかがなのかお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の児童虐待の状況でありますけれども、平成25年度の児童虐待通告件数は18件、26年度は22件、27年度10月末では7件というふうになっております。その中で、児童虐待と認定されたものについては、25年度が3件、26年度も3件、27年度は10月末でゼロ件と、こういうふうになっております。25年度と26年度合わせて6件であります。その内容は育児放棄が4件、心理的虐待が1件、身体的虐

待が1件というふうになっております。

これらへの対応といたしましては、通報や相談などがあった場合に家庭相談員、保健師と連携をいたしまして迅速に事実確認や聞き取りなどを行っているところであります。ケースによっては面接、指導なども実施をしているところであります。

また、要保護児童の適切な保護を図るために保健所、警察署、学校などの関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会の実務者会議を毎回開催をしておりますし、さらに具体的な支援を検討するため、担当者による個別ケース検討会なども開催しているところであります。今後とも関係機関と十分連携を図りながら児童虐待防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** もう一つが高齢者虐待についてですが、介護老人を施設で職員が虐待するという事件も多発しております。職員は、正職員とは限らず、派遣職員や契約社員など不安定な身分で低賃金、さらには介護現場はきつい、汚い、暗いという3K職場の改善が必要とも言われておまして、多世代同居家庭での虐待などの痛ましい事件も毎日のように報道されているわけでありまして。

高齢者虐待については、所管は市のほうになりますけれども、本市の通告件数の状況やあるいは未然防止策など対策についてお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 高齢者虐待の相談、通報対応件数と申しあげますと、25年度は9件、26年度が10件、27年度10月末現在で3件というところであります。事実確認の結果、虐待と判断された件数は、平成25年度が5件、26年度が3件、27年度10月末現在で2件となっております。

虐待の種別としては、ほとんどが身体的虐待

でございます。一時保護や介護サービス等の利用調整、親族への助言指導などの対応を行っているところでございます。

この高齢者虐待の対応については、市で作成をいたしました寒河江市高齢者虐待防止対応の手引に基づいて緊急性の判断、それから事実確認、被虐待者の保護や養護者の支援まで一連、一貫して対応を行っているところでございます。

それから、町会長さん、民生児童委員などの地域関係者、それから関係機関の皆さんから集まって代表者による高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議を開催をいたしまして、連絡体制を整備をしているところでございます。

施設従事者による虐待の相談、通報はこれまでありませんけれども、要介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導を徹底するよう国のほうから通知がありましたので、それを受けて来る12月11日に市内全介護事業者の管理者を対象にした高齢者虐待に関する説明会を開催をいたしまして、介護施設従事者による虐待防止に向けた啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 最後は要望であります。市内のバス停留所のベンチ設置については、市内循環バスの社会実験試運転も行われるわけでありまして、民間バスの公共機関などにも停留所にベンチがないわけでありまして、ぜひこの庁舎の北側にある喫煙所のような木材ベンチなど…、(ベルあり)すみません。終わります。

### 沖津一博議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号3番について、10番沖津一博議員。

○**沖津一博議員** おはようございます。

新第5次振興計画も最終年度残りわずかとなり、新しい次期振興計画やさがえ未来創成戦略

をつくる大事な局面を迎えました。

人口減少、少子高齢化は待ったなしに訪れてまいります。そこで、広域観光やさまざまなイベントで交流人口をふやし、市民に夢と元気を与える戦略が必要と思います。

来月29日から31日に行われる最上川ふるさと総合公園での雪まつりの開催は、西村山1市4町の連携ということで、広域観光を願っていた私にとりまして大変うれしく思っているところでもあります。せっかく多額のお金を使って行うわけですので、経済効果というものもしっかりと考えていただきたいと思います。

通告番号3番、地域の活性化について伺います。

最初の質問であります。最上川ふるさと総合公園のさらなる整備と交流人口増加について伺います。

寒河江市で現在、人が一番集まるところといえばチェリーランド、慈恩寺などがありますが、今後、最も期待できるのがチェリークア・パーク、最上川ふるさと総合公園であると思います。ここが将来の寒河江市を担う働き頭になるものと思います。現在でもゆめタネ@さがえやホテルゆ〜チェリー、あるいはJA産直などでにぎわい年間100万人以上は来ていただいているのではないかなというふうに思っております。ここをさらに整備することで多くの買い物客や観光客ににぎわいをつくるのが、寒河江市の活性化につながるものと思います。

そこで、公園の遊具の充実であります。屋内の遊び場は近隣の町にもたくさんありますのでこれをまねする必要は全くないと思っております。屋外では県内随一の整備を行うことが重要であると思います。また、現在、自動車学校の脇にありますパークゴルフ場ももう少し手を加え一人前のコースに整備するなど、さらにはオートキャンプ場の新設などさまざまなことが考えられると思います。ふるさと総合公園のさら

なる整備をして多くの方々に来ていただき、地域経済の活性化につなげていかなければならないと思っておりますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沖津議員から、最上川ふるさと総合公園のさらなる整備、利活用について御質問いただきましたが、御案内のとおり、この公園は利便性がよくて子供の遊び場として整った環境にありますので、市内外から多くの子育て世代が利用していただいている施設であります。

県の施設でありますけれども、寒河江市ではこの最上川ふるさと総合公園のさらなる魅力アップを図っていくために、平成26年度は虹の丘滑り台とみなもネットを整備をし、ことしも引き続きネット遊具に接続したチェリンの塔や乳幼児や小学生を対象にした遊具などを設置することなどにしているところでございます。また、幅広い年齢層に対応した安全で安心な遊べる遊具の設置については、県のほうにも強く要望しているところでありまして、今後ともさがえっこ未来ファンタジーランドとして整備充実を図って、御指摘のように、県内随一の屈指の子供のための屋外の施設になるように県ともども共同で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、パークゴルフ場についてでございますけれども、現在、18ホールのパークゴルフ場として日本パークゴルフ協会の公認を受けているところであります。年間延べ8,000人の愛好者が利用していただいているということですが、御質問のさらなる整備充実については、県のほうでは、現在、一部未整備となっている東側を整備していく計画があるというふうに聞いております。さらなる整備拡充について一層県のほうにも要望していきたいというふうに考えてございます。

それから、オートキャンプ場の新設はどうかというお話であります。御案内のとおり、こ

の最上川ふるさと公園は、現在ではキャンプ場としての機能は持っていない、そういう機能を持っていないわけでありますので、今後、さらにニーズの動向などを踏まえながら県のほうとも十分相談をしていって、さらなる整備の充実に向けて取り組んで、一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** パークゴルフ場につきましては、県のほうで東側を整備をする予定ということで、大変ありがとうございます。

パークゴルフ場は、これまでも議会や農業委員会など親睦に使わせていただいたり、終わってから懇親会をしたり、私の地域でも私と同年代の方がパークゴルフをして夜、懇親会ということで大変経済効果もありますし、できればもっと多くの方が使いやすいように整備をしていただきたい。私も何回か、年に2回ぐらい行くんですけども、どうしても中途半端だなどいうふうに思います。もう少し東側のほうを整備をしていただければなというふうに思います。

また、最上川ふるさと総合公園をさらなる整備をしていただいて、寒河江のよさやおいしい食べ物、通年にわたり提供できるようなことができないかなというふうに思っております。県の公園などでできるかどうかわかりませんが、例えば貸し店舗のようなものをつくって季節によりさまざまな団体の方から店をオープンしていただくような、例えば商工会の婦人部ですとか、そば打ちの会とか、寒河江のごつおの会とか、そういった方がお店を出していただけるようなお店とか、あるいはお土産などが販売できるような店舗などがあれば、にぎわいだけでなく経済効果も上がるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、(2)でありますけれども、以前、姉妹都市であります寒川産業まつりに寒河江市で

も特産品を販売し販路の拡大につなげてはどうかという質問をさせていただきました。あれから何年か、観光課や観光物産協会などで寒川町に行っておられるようです。さらに地域の活性化のために寒河江市でも産業まつりなるものを最上川ふるさと総合公園で開催し、西村山4町の特産品なども出していただき、さらには家庭農家を中心にした軽トラックでの野菜を販売する軽トラ市場などを開催し、市内外の方から来ていただくのはもちろんですけれども、県外からもおいでをいただけるような大きな産業まつりを開催していただきたいと思いますが、市長の見解を伺いたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 姉妹都市であります寒川町とは、御指摘のとおり、産業まつり、あるいはみこしまつりなどを通して、また青年会議所、JA、ライオンズクラブなどの各種の団体におきましても、これまで長きにわたって交流を深めているところでございます。

最上川ふるさと総合公園の利用、活用ということになります。先ほど来、お話しありますけれども、さくらんぼ期間中は1カ月間、ゆめタネ@さがえというものを実施をさせていただきましたし、10月3日、4日、住宅フェアなどもあの会場で行っていただいております。30万人を超える多くの皆さんから御来場いただいているところであります。

また、一方、10月18日、これはチェリーランドを会場にして寒河江市の秋のうまいもの市を開催いたしまして、これについてはことしは2万6,000人ぐらいのお客さんが寒河江の魅力を味わっていただいたというふうに思います。

秋のお祭りというのは、寒河江市だけでなく西村山各町でも実施をしているわけでありませぬ。大江町では物産味覚まつり、河北町ではほくほくまつり、朝日町では産業まつり、西村山では秋まつりというふうに独自性を出して地域

の皆さんから来ていただくさまざまなイベントを行って誘客を図っているということでございます。

そういった意味で現在、いろんな各地でお祭りをやっているわけでありますが、御質問は、1市4町でまとめて一緒に産業まつりをふるさと総合公園でどうかということではありますが、ことしは、先ほど御指摘ありましたが、来年1月29日、30日に1市4町と県で合同企画をする雪まつりということを実施をする予定にしているところでもあります。この雪まつりについては、県内のさまざまな冬のイベントのオープニングイベントだというふうに位置づけて雪国山形の魅力を発信するというようになっておりますが、一方で、同時に西村山1市4町の特産品なども提供して1市4町の魅力なども多くの来場者に味わっていただくということに考えているところでございます。

そういった意味からすると、この寒河江西村山産業まつりの構想、考え方については今回のこのイベントを成功させることが第一条件かなというふうに思います。そういった中で、これを弾みとして冬だけでなくさらに秋とか夏とか、そういう期間にも1市4町がタッグを組んでやっていくということにできればなというふうにも思います。そういった意味で非常にきっかけになっていくイベントだというふうに思いますから、ぜひこれを成功していく、そして、寒河江市のみならず、4町の方々にも成功というか、いい思いをしていただくようなイベントにしていくことによって、それが全体の1市4町の産業まつりなどにも発展していくのではないかとこのように考えておりますので、そういった意味で冬のイベントについては、ぜひ成功していきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 先週の日曜日、11月の22日、第

30回寒川産業まつりということで私も参加をさせていただきました。ことしも大変な盛り上がりで2万人以上のお客さんがいらっしやっと思っているところであります。

寒川産業まつりは、おいしい食べ物というだけではなくて、参加団体を見ますと、町民の総参加型といいますか、多くの団体が参加しております。例えば福祉協議会とか、水道事業所、都市計とか、あるいは建築組合、シルバー人材センターとか不動産協会など、ライオンズクラブとかロータリーはもちろんそうでありませけれども、さまざまな団体が多く参加しておりますし、工業ゾーンとかグルメゾーン、農業ゾーン、防災ゾーンなどさまざま農工商の連携をした祭りですばらしいなというふうにことしも感じてきたわけでありませけれども、ぜひ来年の29日から31日までの西村山との雪まつりも成功させていただいて、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

今、政府も一億総活躍などと言っておりますけれども、やはり小規模事業者とか家庭農家の方々、なかなかこういった寒河江のうまいもの市などにも参加できないことがありますので、そういった小規模な農家とか企業なんかも参加できるような、多くの市民が参加できるようなイベントにしていきたいなというふうに思っているんですけれども、見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘のように、今までの秋の、とりわけ秋のお祭りというと、農産物を中心にしながら地元の名産品の提供というのが中心だったような感じがいたしますし、寒河江の秋のうまいもの市などについても農産物あるいは食品など、あるいは地元の名産品などが中心というふうになっているわけでありませ。そういう意味で、御指摘のような寒川のお祭りのように、福祉関係の団体でありますとか、さまざまな団

体のボランティア的な参画などにして総合的な町のイベントになっているというお話でありますから、我々もこれから取り組む、来年度以降のいろんなお祭りなどについても、ぜひ総合的なお祭りに拡大できるようにいろんな工夫をして検討していきたいというふうに思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 前向きに検討していただけるものというふうに期待をしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**國井輝明議長** 沖津議員、済みません。3問目に入りますか。少々お待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖津議員。

○**沖津一博議員** 次に、(3)のさくらんぼイベントについてであります。

さくらんぼのイベントにつきましては、寒河江市や東根、天童などどこでも同じようなイベントが開催されております。県の宝として山形さくらんぼまつりを県が中心になってイベントを開催していただくよう他市とも協力、連携し、要望するなどして、お互いが山形さくらんぼとして考える時代ではないかと思っております。

外国人や観光客の誘客、チャーター機など寒河江市だけでは大変なことであります。県を巻き込んでいかないと難しいのではないかなと思います。

さらに、首都圏からの誘客につきましても、最近、大型バスの急激な値上がりなどでなかなか来ていただけるような状況にはありません。さくらんぼの最盛期にチャーター機とかバスの補助金など他市と協力し、宿泊型の観光客の誘

致を県にお願いしていくことが大事だと思っております。

さくらんぼの産地も地球温暖化の影響で北のほうに移動していると言われております。山形を代表するさくらんぼまつりを大きな観光につなげていかなければならないと思っておりますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** さくらんぼ誘客のためのイベントというようなお尋ねであります。これまで県とさくらんぼ生産地の関係市との取り組みというのをいろんな形で進めてきております。さくらんぼの主産地7市と県で山形県さくらんぼ観光果樹園連絡協議会というのをつくっておりますが、ここでさくらんぼの統一ポスターを作成をしたり、村山地域の市町で構成する山形広域観光協議会と連携をして、仙台でのさくらんぼのキャンペーンを実施するなどしているところでございます。

また、先般、地元新聞なんかにも載りましたが、先月、台湾からのチャーター便などがあって寒河江市内にも足を運んでいただいてリング狩りを楽しんでいただいたわけですが、県、それから市町村、観光関連の事業者で構成する山形県国際観光推進協議会というのがございますが、ここにおきましてインバウンドチャーター便の運航に対して航空会社、旅行会社、旅行者に助成をして外国人観光客の誘客などもしているところでございます。

加えまして、山形観光キャンペーン推進協議会、それから山形DC推進協議会などでは、さくらんぼ狩りの時期にバスツアーに対して旅行者、旅行会社に助成をして、先ほど御質疑ありましたが、団体の旅行の減少対策というものも実際取り組んでいるところでございます。

そうした取り組みもしているわけでありまして、市としても、御案内のとおり、周年観光、あるいは温泉組合などの関係団体とともに

に独自で、市独自で首都圏、関西圏、それから隣接県のエージェントなどについてキャンペーンを長年にわたって実施をしてきたという経緯もあります。しかし、より効果的な誘客、効率的な誘客、PRということを考えていきますと、御指摘のように、それぞれ各市町村が、市が、あるいは県がということよりも、連携すべきところはさらに連携を深めていく、また分担するところは役割分担をきちっとして取り組んでいくということが総合力のアップにつながっていくのではないかとこのように考えております。

さくらんぼ誘客の場合でいえば、さくらんぼだけではないのかもしれませんが、県外でのPR、あるいは県外での誘客活動というのは、県の仕事ではないかと、こう私は思っているんですね。そして、お客さんが県内に入ってくる、それを地元で受け入れるというのは、地元市町村のおもてなしというんですかね、そういうのが市町村の仕事になるのではないかとこのように思っております。そういった意味で、さらに連携を密にしてホスピタリティーなどの受け入れ態勢の整備充実を図っていききたいというふうに考えております。

いずれにしても、さらに各市町村それぞれがという時代が終わろうとしているのではないかとこのようにも思いますから、より広域的な連携、観光誘客については県が音頭を取って進めていきたいというふうにも思います。イベントに限らず、いろんな分野で他の市とも十分連携を深めながら観光誘客、そして宿泊につながるような誘客活動に努めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** ありがとうございます。先日の新聞にも広域連携での誘客の必要性の大きさということで、酒田市でも観光戦略合同会議が開催されたということで新聞にも出ておりました。まさにこれから近隣の市や町と連携して宿泊を

にらんだ広域観光ツアーを考える時代ではないかなというふうに思っております。

それにはやはり県とも連携しなければならないと思っておりますし、先ほど言いました外国からのチャーター機、あるいは首都圏からのバスなどの補助についても、近隣の町と連携をして強力に要望していただきたいと思っております。

きのうの新聞にも、先ほども市長からもありましたけれども、1月と2月に国際チャーター便が18便就航するということでもあります。13年には年に6便だったわけですね。14年には14便、今年度は33便と非常にふえているわけですから、さくらんぼの最盛期には内陸に集中した観光客を来ていただけるように、他市とも協力して県のほうに要望していただきたいというふうに強く思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内だと思いますけれども、山形県は全国的に見ると大変外国人観光客がいまだに少ない、下から数えたほうが早い県でありますから、そのインバウンドについては、さらに力を入れていかなければならないというふうにも思いますし、県にお願いをするわけでありますけれども、市町村も協力をしてぜひ寒河江のさくらんぼの時期などについては多くの観光客に来ていただくように働きかけていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** どうもありがとうございます。ぜひ寒河江にも多くの外国人や首都圏からのお客さんが来てにぎわうことを楽しみにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、(4)でありますけれども、広域観光などいろいろ寒河江、西村山を元気にして寒河江を中心にした西村山1市4町での野球場を柴橋地区につくってはどうかという御提案でござ

います。

理由につきましては、市営球場は老朽化が進み、昭和の時代の球場としての役割は終わったのではないかなというふうに私は思っております。西村山小中学校の地区大会程度の試合しかできず、中学校の軟式野球や硬式野球、高校野球、大学野球、社会人野球、実業団野球とさまざまな団体が各県大会あるいは東北大会、東日本大会など多くの大会があります。そういった大きな大会を誘致して宿泊にもつながるようにすれば、経済効果も期待できるのではないかなというふうに思っております。

柴橋地区と言ったのは、朝日、大江、西川、河北にも最も近く、景観の美しいというところでありまして、柴橋駅やスマートインターも近く、スポーツ観戦だけでなく雨天の場合はチェリーナも利用できますし、総合公園のお風呂や買い物などもしていただける場所ではないかなと思ったところがございます。

野球場は、大きな大会を誘致するには近くに最低3つが必要だということに言われております。それも30分圏内であるということが理想であるということで、寒河江市にはたまたま隣に中山球場、あるいは天童には天童球場がありますので、こういった大きな大会を誘致するには寒河江にもぜひつくって、寒河江だけでなく天童や山形にも宿泊し、野球関係者で大勢にぎわうようなまちにしていきたいというふうに思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 西村山広域野球場の新設はどうかというような御質問であります。寒河江市は、御案内のとおり、野球については大変盛んな、スポ少初め、甲子園に行く球児も多く輩出をしているところでもありますから、ぜひ盛んな球児をさらに全国に送り出していくような、そういうすばらしい野球場があればというお気持ちだというふうに思います。

御案内のとおり、現在の野球場は昭和41年の建設でありますから老朽化しているわけでありまして。市として、今の計画でいくと寒河江公園整備計画の中で市民憩いの花咲か山と一体となった整備をしていくという予定にしているわけでありまして。

西村山管内の野球場については、現在、1市4町、寒河江も含めてですけれども全てに野球場がある。そして、隣の中山町には県の野球場があるということで、30分以内に複数の野球場があるということで大変環境的には整っているところではありますが、今後、人口がなかなかふえていかない、減少が進むということになると、いろんな形で自治体間の連携というのは不可欠でありますし、自治体が所有するスポーツ施設などについても共同利用なども考えていかなきゃならない。そういうことが有効利用につながっていくというふうにも言われているところでもあります。そういった意味で、1市4町が使えるような新たな野球場ということを考えていきますと、1市4町のそれぞれの施設の更新時期などにも見据えて取り組んでいかなきゃならないというふうにも思っています。そういう意味では、ちょっと長期的なスパンの取り組みということも考えていかなければならないのではないかなというふうに思っているところでもあります。この件については、今後いろいろ検討させていただきたいというふうに思います。

ただ、柴橋地区については、ふるさと総合公園があつて、またグリバーもありますから、スポーツのエリア、さらには健康エリアということで、さらに寒河江のみならず1市4町の住民の皆さんが利活用できるようなスケールの大きい施設にさらに発展していける可能性が高いというふうに思っているところでもありますので、そういった意味でいろんな形で全体を見据えながら、西村山全体を見据えながらこの地域、公園、あるいはグリバーも含めた地域の整備、開

発に計画性を持って取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** そうですね、先ほど市長からもありましたように、寒河江も非常に野球の盛んなところで、ことしも何か聞きますと、全国大会に2つほど行ったということでもあります。

1市4町にも野球場はそれぞれあるんだということでもありますけれども、やはり高校野球とかの予選とか、そういった大きな大会にはほとんど使われていないような状況であると思うんですね。やはり寒河江に寒河江西村山全体で使えるようなすばらしい野球場をつくっていただきたいというのが私の要望でありまして、長岡山をこれから直していくんだというふうに言いますけれども、私は、あそこの長岡山の野球場なんか花咲か山構想で駐車場にでもしたほうがいいのではないかなと。やはり平場にしっかりとした球場をつくってほしいなというふうに考えているところであります。球場ができれば、経済効果や近隣の町もよくなるというふうに私は思っておりますので、長期と言いましたけれども、できるだけ早目に検討をしていただきたいというふうに思っているところであります。

それでは、最後の質問でありますけれども、このようなことができれば、本当の地方再生になるのではないかなと思って質問をさせていただきたいと思えます。

前回、住宅団地をつくってはどうかという質問をさせていただきましたが、組合施行とか、いろんな開発にしても、やはり売れるのかどうかという不安は多少なりともあるのではないかなと思っております。

そこで、寒河江市が例えば50区画を買い地元の業者に建築をしていただき、市が販売するようなことができないのかなというふうに思っております。やり方はいろいろあると思えます。現在は住宅団地をつくっても大手のハウスメー

カーの建築がほとんどでありまして、地元の業者が潤うことはほとんどないんですね。例えば1区画700万円の土地に1,600万円で地元の業者、工務店さんに建てていただいて2,500万円で市が販売するようなことにすれば、大体200万円が残り、50区画で1億円が市に入ることになります。これで土地、建物で12億5,000万円が寒河江市内だけで動くことになるわけがありますし、建築屋さんとか工務店さんに8億円が入りますよね。それが下請業者もたくさんおりますので、その経済波及効果というのは、かなりのものになるのではないかなというふうに思っております。こういった思い切ったことができれば、本当の地方創生につながるのではないかなと思いますけれども、市長の見解を伺いたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沖津議員からは、市が分譲地の買い取りを行って地元業者の方に限定して建築工事を発注をして、住宅を建設をして市が住宅を販売するというような形で地域の活性化が図られるかどうかというようなお話であります。そういうことができれば、我々もいろいろ検討していきたいというふうにも思いますが、市が実際そういうことを事業展開することになると、住宅供給公社というものを設立して行うということになるかというふうに思いますが、これは地方住宅供給公社法というのがありまして、それに基づいて設置をされるということになります。設立の条件というのがありまして、都道府県あるいは政令で指定する人口50万人以上の市だけが設立ができるというようなことになっております。全国では9つの市が設置をされているというふうであります。

そういう意味で、なかなかそういう設立はできないというような状況になっているということについて、御理解をいただきたいなというふ

うに思っているところであります。

御質問の趣旨は、できるだけ地元の事業者の方に住宅建築の仕事が発注をして、地元の経済が潤うように新たな取り組みをとる御趣旨であろうかというふうに思いますけれども、御案内のとおり、平成22年から住宅建築の推進事業制度というものを実施しております。通称リフォーム補助金ということですが、これは市内の事業者に限定をしているわけでありませけれども、リフォーム補助金とは言いますが、その中で新築に対してもそういう制度が補助できるというふうになっておりまして、ことしは20棟が新築されています。

また、23年度から実施している子育て関係の定住住宅建築補助事業では、ことし、73棟の申請がありました。市内の事業者が全体の20.5%を占める15棟を請け負っています。さっきのリフォーム補助金の20棟と合わせると35棟について地元の事業者の方が請け負って実施をしていただいているということですので、この子育ての関係は補正予算なども組み合わせて対応したわけでありまして、経済効果なども出てきているのではないかとこのように思っているところであります。

御指摘のとおり、地方創生、人口定住促進、移住促進という観点、住宅団地の整備促進をさらに検討していくということにしていかなきゃならんというふうに思いますし、また、当面の来年度の予算編成過程の中では、住宅建築の推進事業などについてさらに検討していくということになりますので、沖津議員の御質問の趣旨というものも十分踏まえながら、この制度の充実などについて関係団体の御意見もお聞きをしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 沖津一博議員。

○**沖津一博議員** 私の腹の中の趣旨まで酌み取っていただきまして、まことにありがとうございます。

ます。

今、山形とか天童あたりでも住宅団地、造成しているようでありませけれども、見ますと、ほとんどが大手のハウスメーカーの建物が多くて、地元の業者はどういうふうになるのかななどと心配をしているところでありますので質問をさせていただきました。

また、建築業界も後継者不足というのがあります。また、伝統のわざが失われつつあるのではないかとと思ひまして、行政が建売住宅では余りにも突飛な発想だなというふうに私も思うんですけれども、ぜひこういった思い切ったことをやっていくのが本当の地方創生につながるのではないかなと思ひ質問をさせていただいたところであります。なかなか難しい質問かなというふうに思いますけれども、できるのであれば、少しずつでもハードルを越えて、また違った形でも建築業界や寒河江市が発展できるようなさまざまなことを考えていただきたいということを申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

### 遠藤智与子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号4番について、6番遠藤智与子議員。

○**遠藤智与子議員** 2015年も間もなく幕を閉じようとしています。国政を揺るがすような大きな出来事がたくさんありました。特に日本の将来を左右する安保関連法の強行採決は、私たちに政治とは何かを深く問いかけるものとなりました。多くの人々がその問いに真摯に向かい合っ行動を起こし始めています。皆さんとともに、この厳しい冬を乗り越えていきたいと思ひます。

それでは、質問に入ります。私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたし

ます。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願ひいたします。

通告番号4番、高齢者支援について、まず初めに、要介護認定者の障害者控除、特別障害者控除について伺います。

間もなく年末調整や確定申告の時期を迎えます。先日、複数の市民の方より市の要介護認定者の税金申告時の障害者控除、特別障害者控除はどのようになっているのかという問い合わせがありました。所得税法では、障害者や寡婦、勤労学生といった特別の事情を抱える人を対象にした特别人的控除が認められています。

障害者控除では、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人などが該当し、重度の障害がある特別障害者は40万円、ほかの障害者は27万円の控除を受けられます。障害者手帳を持っていなくても、要介護認定などを受け障害の程度が障害者に準じる65歳以上の方も市町村長などの認定を受ければ控除の対象となり得ます。

しかし、このことが意外と知られていないということがわかりました。私は、せっかく控除の対象となるのに、知らないばかりに申告できなかった、そういう方を少しでも減らし、またその内容がより市民の皆さんの納得のいくものになるようにとの思いで質問いたします。

まずは、本市の状況についてでございます。

要介護の認定者数、これはどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の要支援1から要介護5までの要介護認定者数であります。10月末現在で2,464名というふうになってございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** わかりました。2,664名……、失礼いたしました。全部合わせて2,464名の方ということでございますね。

介護認定を受けている方への障害者控除対象

者認定の方法と認定基準はどのようになっているのかを伺いたしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 障害者控除対象者の認定方法の御質問であります。介護認定を受けている方からの申請に基づきまして、要介護4、5の認定を受けている場合は特別障害者に準ずるものとして、要介護2、3の認定を受けている場合は障害者に準ずるものとしているわけでありませぬけれども、ただし、主治医意見書による寝たきり度と認知症度が基準に該当することになれば、特別障害者控除に準ずるものとしているところであります。

また、要支援1、2、要介護1の認定を受けている場合は、主治医意見書による寝たきり度と認知症度が基準に該当することになれば、障害者控除対象者として認定をしているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** はい、わかりました。

ここに国税庁の平成27年4月1日現在の法令等という資料がございますが、これを一部引きたいと思ひます。「所得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第10条に限定列挙されており、精神または身体に障害のある65歳以上の人で障害の程度が知的障害者、または身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人などとされ、介護保険法の介護認定を受けた人については規定していません。したがって、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、上記の市町村長の認定を受けた場合には、障害者控除の対象となります」というふうに書かれてございます。

本市の場合、要介護4と5の方が特別障害者、そして、2、3が身障者に準ずるものということでございます。先般、申しました相談、問い合わせのあった方は、このような内容ですと、なかなかわかりづらいというようなお話があつ

たんです。

それで、ぜひ要介護4と5の方は特別障害者控除に、そして要介護1と2の方を障害者控除に、そして、そのほか主治医意見書をもとにした、先ほど教えていただきました基準の方法、日常生活自立度の基準、それから障害者、高齢者日常生活自立度、つまり認知症度と寝たきり度とリンクした考え方という、決め方というふうに伺いましたけれども、ここの表を見ますと、寒河江市の場合は要介護3であっても特別障害者控除に該当する方がいらっしゃるということなんです。ですので、そうした場合、確定申告をする場合に自分が一体何に該当してどの控除を受けられるのかということが、できれば一目瞭然でわかるようにしていただきたいというようなお話があったわけなんです。それで、先ほどの国税庁の法令も引用いたしましたが、ここがとても大事だというふうに私は思うわけです。このことを念頭に置きながら以下、質問したいと思います。

まず、障害者控除対象者の認定書発行数と介護認定者との割合はどうなっているのでしょうか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 障害者控除対象者の認定書発行数、昨年末の場合は87件であります。介護認定者に占める割合とすれば、3.6%というふうになってございます。

○**国井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 要介護認定者全体で2,464名、このうち、実際に控除対象者認定書の発行数は87件、3.6%ということでは、大変に少ないなというふうに感じます。この認定書を今、御本人や家族の申請によって発行されているわけでもございますけれども、そのように申請できるような、しやすいような市民の皆さんへの周知というのはどのようにされていますでしょうか。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これからのシーズンになるわけでありましてけれども、毎年、市報12月20日号、それから2月5日号の市報で掲載をして周知を図っております。また、ケアマネジャーの説明などを行って、申告時期に合わせて障害者控除対象者認定手続きができるようにPRに努めているところでございます。

○**国井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 12月と2月の市報、それから要介護認定申請時のときにケアマネジャーさんから話してもらうという内容でございます。

ここに埼玉県の内主要都市の要介護者に対する障害者控除認定書の発行状況等という2013年度の実績でございましてけれども、こういう資料がございまして、これによりますと、要介護者に占める認定書発行比率が高い順に朝霞市の94.7%、深谷市の67.9%、春日部市の66.6%、八潮市の45.8%となっており、これはいずれも認定書が自動的に発行されている自治体でございまして、ほかの申請だけによる発行している市では、さいたま市の2.1%、越谷市の1.6%、川口市の1.5%、東松山市の1.1%と大変に大きな差が生じている実態であります。

翻って本市寒河江市の場合は、2,464人の中で申請している方、認定書発行数、87件の3.6%というのでは、やはり大変市民の方が控除を受けにくくなっている状態だというふうに思うわけです。

それで、今、埼玉県のこの資料に基づいてお話ししましたように、寒河江市では12月、2月の市報、そしてケアマネジャーさんからのお話での周知をして促しているということでもございますけれども、市民税の申告相談時などにも親身になって説明していくということも大事になっていくと思うのです。その点はいかがでしょう。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 障害者控除については、節税対

策ということもあってぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

周知の方法は先ほど申しあげましたとおり、これまで進めてまいりましたが、広く周知を図るという観点からすれば、議員御指摘のような申告相談時の周知などについても、できる限り、これからでありますから、対応していきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 本当に間もなく確定申告の時期を迎えまして切実なものがあるのですが、申告の相談時にも説明をしていきたいというお話でしたけれども、さらに介護認定がされたときに控除の対象となると思われる方には申請書を送るですとか、障害者控除対象者認定書の発行を同時にしていくですとか、そういうような対策もしていく必要があるのではないかと考えるのですが、その点、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 障害者控除の認定というのは、法律によりまして12月31日現在の状況で判断をするということになりますので、それに比べて介護認定というのは1年を通して認定が行われるというような状況でありますから、介護認定時の該当者の方へ一律に交付というのはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

ただ、申請書については、今後、介護保険の要介護認定結果の送付時にお知らせをするということについては、十分これから検討をしていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 先ほど例として埼玉県のお話いたしましたけれども、全国さまざま自治体ある中で、この申請書を自動発行している自治体もあるという現状がございます。

そういう中で、本市寒河江市の状況、3.6%の状況を私はやはりもっともっと市民の皆さん

に対して周知の仕方、それから申請を促す、その対策というものにさらに力を尽くしていくべきではないかというふうに感じるところであります。ですので、介護認定のときには送るとかを考えていくけれども、12月31日現在の状況での申告になるので、それは一律交付は難しいのではないかとこのように答弁でございましたけれども、ぜひこのところも考えていただけないかというふうに思うわけでありまして。やはり申請主義というものでは、なかなか私たち市民の側が12月、2月の市報だけでは見逃してしまったり、それから市報も全部隅々から隅々まで読むということもなかなか難しいものもありますし、市報にぱっと目に入るようなレイアウトの工夫ですとか、それからさらに今申しあげましたような一律交付、これは障害者控除といいますが、何も先ほど市長もおっしゃいましたように、節税の対策のためもあるし、ぜひ活用していただきたいという思いもあるということですので、そうでありましたなら、やはりここは広く伝えていく対策、考えていただきたいというふうに思うわけでありまして。このことについてもう一度御見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員御指摘のとおり、全国的に見ると、積極的に取り組んでいる自治体もあるというようなお話でありますから、そういった自治体の状況なども我々も研究をさせていただいて、できる限り、周知を図って利用が図られるように努めていきたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ぜひここは検討していただきたいというふうに思います。

次ですけれども、翻って山形県では他市の自治体の状況、どうなっているのでしょうか、この点もお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 県内全部の状況、ちょっとまだつかんでおりませんが、村山管内の市の状況についてお答えをしたいと思います。

山形市では、要介護3から5までは特別障害者に準ずる証明、要介護1、2の認定を受けている方は障害者に準ずる証明ということですが、寝たきり度B2、B2というのは、介護により車椅子に移乗する状況、以上または認知症度Ⅲa、これはⅢaというのは、着がえ、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかるなどの状態、以上の方は特別障害者に準ずる証明というふうになっております。

天童市におきましては、要介護4、5は特別障害者、要介護3は障害者、要介護1、2は認知症度Ⅱa、Ⅱaというのはたびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできていたことにミスが目立つなどの状態、そういう状態以上の場合には障害者としているようがあります。

それから、そのほか、上山市、東根市、村山市については、介護度にかかわらず、寝たきり度、認知症度に応じて認定書が交付されている状況にあります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** ありがとうございます。

それで、私も隣の河北町とか三川町というのがございましてちょっとお聞きしたことがあるんですけども、河北町では、要介護4、5が特別障害者控除、要介護1から3が障害者控除ということですし、三川町は要介護3、4、5が特別障害者控除で、要介護1、2が障害者控除というふうになっております。今教えていただきました山形市も、要介護3、4、5が特別障害者控除、そして、要介護1、2が障害者控除ということでした。

先ほど相談がありました市民の方がおっしゃいますには、ぜひこのようにせつかく寒河江市

は要介護3の方もこの基準によって特別障害者控除にいただいている面がございします。既にございします。これは大変ありがたいことでもあると思います。ですけれども、先ほども言いましたように、自分がどのランクにいるのか、自分はどうのように控除を申請したらいいのかということがなかなかわかりづらいというものがございします。ですので、私はせめてここで寒河江市も山形市に準ずるような要介護3、4、5が特別障害者控除で、要介護1、2が障害者控除というふうに、あとはランクによる基準の方法で主治医意見書も鑑みながら決めていただくという内容にぜひ改善していただきたいという思いであります。こういうことは、すぐ確定申告始まる時期でございしますけれども、検討していただく余地といたしますのはあるのかどうかお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この件については、先ほど遠藤議員が御質問の中で、介護度にかかわらず認知度あるいは寝たきり度によって障害の程度を判定するのが、認定するのが本来の筋だというようなお話もありました。

ですから、そういうことにすると、そういうことを考えると、寒河江市の場合は、平成21年10月にこの主治医の意見書をもとに調査をした介護度の調べというのを調査をやっているんですね。その結果を見ると、介護度4、それから介護度5の方は、やっぱり全て100%、全員が特別障害者に準ずる基準に該当しているという結果になっています。また、要介護度3の方については、全てが特別障害者に準ずるといいうぐあいにはなっておりませんで、実態として約25%の方が障害者、特別でなくて障害者に準ずるといような基準に該当するといような、21年に実態を調べた結果が出ていましてあります。そういった実態もあつて現在、4、5につ

いては、やっぱり全て特別障害者に該当されるんだなということがありますので、特別障害者、自動的にというんですかね、介護度3については、主治医による診断に基づいて発行しているというのが実態として寒河江の場合はそういうふうになっているわけでありますから、これも山形市あたりの状況なども十分我々としてお聞きをしながら、よりよい制度の運用を図っていきたいというふうに思いますし、その利用促進に向けてぜひ取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** その主治医意見書を頼りにするのが本当だということではなくて、私が言いたいのは、先ほども聞きましたように、市町村長の認定、市町村長の、早い話は采配でここは決められるという、その国税庁の法令があるわけですね。それを根拠にお話しさせていただいているんですけども、この国税庁の所得税法施行令第10条、介護保険法の介護認定を受けた人については規定していません。したがって、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、上記の市町村長の認定を受けた場合には、障害者控除の対象となりますというふうに書かれているわけです。

ですので、私が強調したいのが、この市町村長の判断でこの要介護3から5までの方、この方を特別障害者控除にして、要介護1、2の方を障害者控除にというふうに一律にさせていただいたほうが、よりわかりやすいのではないかというお話をしたつもりでございます。

それで、寒河江市の障害者控除対象者認定書交付事務取扱要綱というのがございますよね。この中に運用事項が書かれております。その中では、要介護4または要介護5の認定を受けている場合は、特別障害者に準ずる者、要介護2または要介護3の認定を受けている場合は、障害者に準ずる者とする、先ほど市長の答弁し

ていただきましたとおりのことが書いてあるわけですけども、その次、ただし、要介護2または要介護3の認定を受けている場合にあっては、主治医意見書の記述内容を審査しというふうに書かれているわけです。ここの部分を要介護1と2の方は障害者控除、そして、要介護3から5をこの方を特別障害者控除にというふうに改善していただくことはできないのかという趣旨の内容なんでございます。これはこのようにいきますと、こういう変更とかもありますので一朝一夕というわけにはいかないわけにもなりますけれども、まずは検討ということでぜひ重ねていただければと思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど村山地域の各市の状況なども御説明を申しあげましたが、大方は、寒河江市の対応などと同じような対応をしているところが多いわけでありますが、そういった意味で山形市の例などを御質問いただきましたから、ぜひそこら辺は詳細に検討、調査をさせていただいて、その上で研究をしていく必要があるというふうに思っているところであります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** やはり研究して検討されていくということでございます。やはり市民の皆さん、おっしゃるんですね。やはり先ほどの例に出しましたように、認定書、そういうものを自動発行しているところもあると。ですけども、寒河江市の場合は3.6%のみということ、その事実から照らし合わせてもここで大きく周知の方法、それから申請の方法、改善していただくということは大変大きな意味があるというふうに思っております。ですので、ここはぜひよりよい御返答をいただけるような検討をぜひ重ねていただきたいというふうに思います。

やはり障害者控除、特別障害者控除というのは、大体山形県村山管内では同じようなことだ

ったというお話でしたけれども、全国的に見れば、自治体の対応とか姿勢の違いで本来受けられるべきサービスにこれほどの大きな差が生じているという事実も明らかになりました。ですので、この本市の寒河江市では、ぜひ先進に倣っていただきまして、より多くの障害者控除、特別障害者控除が受けやすいように、そのように恩恵を受けられるような寒河江市にしていっていただきたいというふうに重ねて要望いたします。

特に強調したいのは、先ほど申しあげましたように、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、市町村長等の認定を受けた場合には、障害者控除の対象というふうに上位の法令が示しているわけでもございますので、実際にそのようにしているところもありますので、ここはぜひ御英断を仰ぎたいなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。このことを要望いたしまして、この点での質問は終わりたいと思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員、この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 9 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 続きまして、本年 4 月の介護保険法改定を受けての本市の状況と取り組みについて伺います。

介護保険が導入され 15 年がたちました。要介護の認定者が 600 万人、利用者が 500 万人を超え介護給付は当然、拡大し、各市町村の第 6 期介護保険料は平均 5,400 円という数字になっております。2015 年度から特別養護老人ホームの入居条件が要介護 3 以上に引き上げられ、年収により 2 割の自己負担が始まり、また要支援 1、

2 の人の 85% が利用している訪問介護、通所介護が介護保険の予防給付から市町村による総合事業へと移行しております。

本市は、他の自治体に先駆けましてこの日常生活支援総合事業を行っております。その際にもサービスの質は決して落とさないという決意のもと行われているこの事業でございます。これについて順次お伺いしたいと思います。

まず、直近の要支援 1、要支援 2 の方の人数を教えてください。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この 10 月末現在の要支援 1 の認定者数は 219 人、要支援 2 については 232 人です。合わせまして 451 人というふうになっております。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** はい、ありがとうございます。

要支援 1、2 を合わせて 451 名ということでございます。その中での訪問介護、通所介護の利用状況は昨年と比べましてどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 訪問介護のサービス利用状況がありますが、ことし 9 月の審査分でありましたが、116 人です。前年の同じ時期より 28 人の増、それから通所介護のサービス利用状況についてはことし 9 月審査分として 164 人、これは前年の同じ時期より 5 名の減となっております。総合事業に移行したことによって利用者の方がサービスを受けられなくなったということはないというふうに考えているところであります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 総合事業に移行したことによるサービスの低下は見受けられないというお話でございました。私も不十分ながらこの間、数カ所、介護事業所を回ってお話を伺ってまいりました。

その中のお話といたしまして、認知症の方の

若年化といえますか、40代、50代の方からの認知症の方がふえていてケアが難しくなっているというようなお話ですとか、それからやはり利用料が高いのでサービスを控えている方もいらっしゃるようだというようなお話などがございました。もう一つは、いろんな加算が介護事業所の中でも加算があるやに聞いておりますけれども、加算をとらずに数でこなしているんだというようなお話がございました。この加算のお話は運営する側のお話でございます。

この訪問介護を利用している方が116人で、前年より28名ふえていて、通所介護は前年度よりも5名だけの減ということでございます。やはりこのようなサービスの低下をさせないでやっているという背景には、やはり市のほうの決してサービスの質は落とさないというような思いと、それから介護事業所の方の善意に頼る部分というのものもあるやに思われます。推して知るべしというか、若干のお話でしたけれども、そのようなお話の中で推して知るべしというような状況があると私は思っております。

それで、私は、この総合事業も寒河江市民の皆さんにとって、高齢者の皆さんにとってよりよいものになるように、さらによりよいものになるようにという思いで質問するわけでございますが、さらにいろいろなお話を聞いたり、いろんな悩みを掘り起こしたりそのような作業もしていかななくてはいけないなというふうに感じているところであります。これは市としても、担当課のほうでも十分に把握していただけたらなど、さらにですね、していただけたらなというふうに思っております。

次に、利用料が所得制限のある人が1割から2割負担と引き上げられました。これ実際に2割負担をしている方、寒河江市では改定によって引き上げられた方ですね、どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 介護サービスを利用する場合の自己負担、これまで一律にサービス費の1割というふうになっておりましたが、持続可能な介護保険制度とするということで、ことし8月から一定以上の所得のある方には2割の御負担をいただくということになったところでございます。

寒河江市の状況についてでありますけれども、2割負担いただいた方、8月末現在で113人ということであります。介護認定者全体の5%になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 113名の方が2割の負担を余儀なくされたということでございます。全体の5%ではありますけれども、やはり自己負担がふえていくということになると、サービスの利用を少しは控えるとか、そのようなことも先ほどの介護施設の方のお話にもありましたように、ここも考えられるところでございますので、今後、さらにこの負担によって本来受けられるべきサービスが受けられなくなるということのないように、ここもさらなる目配り、気配りが必要になってくると思っておりますので、ここもぜひ今まで以上の掘り下げというものをお願いしたいなというふうに思っております。

それで、介護報酬が引き下げられたことによりまして介護事業所への影響、これもありますけれども、これはどのように市としては受けとめていらっしゃるのか、ここもお聞きしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 介護報酬が引き下げられたことによって介護事業所への影響、我々も大変気にしているわけでありましてけれども、今回の改定率、マイナス2.27%ということでありましたが、現在までその事業所などから具体的な経営、運営について支障が来しているというようなお話は聞いておりません。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** マイナス2.27%の引き下げということでございますけれども、これによる支障はないということでございます。私のもとにもそのような声というのはなかなか届いておらない状態でありまして、私もさらに深くそういう事業所の方への聞き取りとかそういうことをしていったら、今現在の懸念、悩みなどに深くかかわっていかねばいけなというふうに私自身も思っているところであります。

ただ、やはり少しだけお話を聞かせていただいた方によりますと、やはり加算をとってしまおうと、きちぎちと制限をしていかねばいけなような状態になるので、ここは数でこなししているんだということをおっしゃる方もいらっしやったわけなんです。実際マイナス2.27%引き下げられなかったならば、その数であってもそんなに慌ててとる必要がないということも考えられることでありますので、ここも今後の課題というふうに受けとめたいと思っております。やはり寒河江市は他の自治体より先駆けて総合事業に移行したわけですが、全体としてもまた4月からの運用でございますし、いろいろなことが出てくるのはこれからのことなのかなということもございますし、そこを見つめていく必要があるというふうにもここでも感じるところであります。

次に、特別養護老人ホームの入所要件が要介護3以上になったことでの影響、これはどのようなことがおありになるか、これもお聞きしたいと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回の法改正によって特養の入所要件が要介護3以上になったわけですが、要介護1や2であっても認知症で日常生活に支障を来すような症状が頻繁に見られる場合などは、特例的に入所が認められているところであります。申し込みを行う際に特別養

護老人ホーム以外での生活が困難である旨を申込書に記載をしていただいて、施設はその申し込みを受けて、市の意見も聞きながら特別入所の対象として認めるか判断するというものになっているわけでありまして、今年度、そういうことで6名の方が特別入所の対象として認められております。2名の方が実際入所して4名の方が入所待ちという状況になっているところでございます。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 特例をきちんと認めているということで、ここはそれぞれの状況、介護度の介護困難とか、そういうさまざまな個別の要件をきちんと認定会議でも話し合いされて、特別養護老人ホームにも要介護3以上でなくても入れるということもここもさらにしていただきたいなというふうに思っています。

それで、このたびの総合事業に移行する場合がありますが、チェックリストというものがあつて、20項目あつてその振り分けとかがあつて、そこで、やっぱりその振り分けを、これ最初のほうで聞くとよかつたんですけども、チェックリストでの振り分け、25項目、これを要支援1、2の方、最初の認定の際にする場合、どのようにされているのか、ちょっとこれはあれですかね、わかりました。このチェックリストの25項目あるようですけども、先ほど振り分けをしないで要介護認定につなげていっているんだというお話も伺ったところですので、ここは詳しくお聞きしたいところでもありますけれども、後でもう一度伺いたいというふうに思います。

それで、必要なサービスを必要な量、利用できるようなになれば、要支援状態からの自立とか、重度化の予防が促進されるというふうにも思いますので、この総合事業の果たす役割というのは大変自治体によってそれぞれでありますけれども、大きな意味もあるというふうにお

ります。

それで、平成30年度までに地域ケア会議の開催とか、地域支援事業の充実として平成30年度までに地域ケア会議の開催や生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進委員などを配置しなくてはならないというふうになってございますけれども、これはどのようにされていかれるのか、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御指摘あった4つの件について、寒河江市におきましては、1つは地域ケア会議については、地域包括支援センターが主催をして薬剤師、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等、専門職による要支援1、2の方のケアプランの調整、支援、地域の支援体制などを検討するというところであります。ことし5月から毎月1回、開催をしているところであります。高齢者の個別課題の解決を図っていくのはもちろんであります。担当する介護支援専門員の自立支援に向けたケアマネジメントの実践力の向上というものを期待して取り組んでいるところでございます。

それから、生活支援コーディネーターにつきましては、高齢者の生活支援サービスの基盤整備を推進していくためにコーディネート機能を果たす役割を担う方でありまして、来年度から1名設置をして地域での住民主体、あるいはボランティア組織などによる生活支援サービス提供体制の構築に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、認知症初期集中支援チームについては、今年度から地域包括支援センターに設置をして、複数の専門職が認知症の方やその疑いのある方及びその家族の方に対して訪問をして、初期の支援を集中的に行って自立した在宅生活をサポートしていくことにしているところであります。

それから、認知症地域支援推進委員は、今年度から1名配置をしているものでございます。認知症の方、あるいはその家族の相談支援、市民に対する認知症を正しく理解していただくための啓発活動、認知症の方やその家族が状況に応じて必要な医療や介護などのサービスが受けられるような情報提供、それから関係機関と連絡調整の支援を行うことにしているところでございます。

そういう意味で、30年までということですが、寒河江市においては、できるだけ早目に対応させていただいているというふうに御理解をいただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 順次寒河江市でも準備が進められているということでございます。2015年は戦後生まれの団塊の世代が順次第1号被保険者になり始めて65歳以上の人口は26.3%になりました。地域包括ケアの目標の2025年は、この方たちが75歳になって後期高齢者医療保険の被保険者が急増するというところでございます。やはり財源の削減ということも国では重きを置いているようでございますけれども、この市にとって足りないところは国に対しても要望していきながら、さらに市としての工夫、知恵を凝らしてこの地域の資源を深く活用していくこと、これがさらに求められているなというふうに思いますので、この日常生活総合支援事業が市民の方へさらなるサービスの提供できるようにと願っております。

最後に、この一環として施設入所前健康診断の費用が高過ぎて困っているんだという声が寄せられていましたので、これについて伺いたいと思います。

まず、その実情といいますのはどのようになっているのでしょうか。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 施設入所申し込み時については、

入院加療あるいは感染症の有無などということ  
で、施設側に必要な書類ということでは健康診断  
書を出していただくということになっていると  
ころであります。現状はそういうことに対して  
市として助成をしているということはないわけ  
であります。

○**國井輝明議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 山形県では、そもそも施設入  
所前健康診断料への助成をしているところはない  
ようでございますけれども、愛知県では、施設入  
所者健康診断料への助成もしているところ  
もあるというふうにお聞きしているところでも  
ありますし、そのように寄せられました声に耳  
を傾け、今後、よりよいものに、より負担感  
がないようなものにしていくために改善してい  
ただけるようにこれも要望したいと思えます。あ  
りがとうございます。

私は日々の生活、1輪の花、1杯のコーヒー  
に慰められ生活しておりますけれども、政治と  
いうのもこのような人々にとって1輪の花、1  
杯のコーヒーのように温かく寄り添えるもので  
あってほしいなというふうに願ひまして、私の  
一般質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

### 佐藤耕治議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号5番から7番までにつ  
いて、3番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** 新政クラブの佐藤耕治です。よ  
ろしく願ひいたします。

ことしも残すところ1カ月となりました。1  
年を振り返り農業界では、春はさくらんぼの花  
が咲き順調に収穫も平年並みとなり、品質、収  
穫量も平年並みでありました。しかし、収穫後  
の7月から8月のお盆まで連日の猛暑、雨不足、  
お盆明けより曇天続きの日々が続く、日照量の  
不足によりブドウ、モモ、スモモ等に品質低下

と収穫量減となり厳しい状況でありました。

米は、平年作で品質ともに良好でありました。  
秋果実のラ・フランスは、平年より1週間程度  
早く収穫され大玉生産の3割増の豊作でもあり  
ました。リンゴにつきましては、小玉傾向では  
ありますが、収穫量、そして、品質ともに良好  
であります。また、今現在、リンゴにつきましては、  
お歳暮最盛期でもございます。

また、ことしは災害もなく大変安心している  
ところではありますが、雪は目の前にやってきて  
おります。災害は忘れたころにやってくると言  
われ、日ごろより準備を怠らないようにしなく  
てはならないと思ひているところでもあります。

では、一般質問をさせていただきます。

通告番号5、T P Pについて伺ひます。

(1) T P Pによる農業に対する影響につ  
いて伺ひます。T P Pの10月5日の大筋合意がな  
され、11月25日には大綱が出されました。この  
中、農業者の中では混迷している状況下にあり  
ます。消費者には安い農産物が輸入され販売さ  
れることで、国内の農産物も安くなり農業所得  
が減るのではないかと心配している農家が少な  
くありません。私も心配している一人でありま  
す。市長の御所見をお伺ひいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員からはT P Pの影響に  
ついて御質問であります。佐藤議員におかれ  
ましては、昨年度まで県及び西村山郡の農業士  
会の会長を務められ、また寒河江市の農業士会、  
認定農業者協議会、そして新規就農者支援育成  
協議会について引き続き会長を務めていただ  
いておりますので、いわば農業者の代表の一人と  
して大変御心配になっておられるんだというふ  
うに察しております。

T P Pの問題につきましては、行政報告でも  
申しあげ、また午前中の渡邊議員の御質問にも  
お答えをさせていただきましたが、この関税の  
大幅な削減によって安価な農産物あるいは農産

加工品が輸入されることによって、これまで維持してきた県内農産物の価格の下落というものが大いに懸念され、それに伴う農業者の経営意欲への影響というのが心配されるわけでありませう。

大筋合意がなされた内容については、品目別に内容が違っているわけでありませうので、その影響についてもそれぞれ違ってくるというふうにも思います。できるだけその対応についてはきめ細かく、そして、迅速に行っていくということが必要であるというふうを考えておりますので、万全な対策について国、県に対して強く要望していきたいというふう考えているところでございませう。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。大変農産物における懸念があるわけですが、今、県ではT P P対策本部などを設置されてさまざまな聞き取り調査などが行われている状況であります、それも踏まえながら寒河江市独自の政策関係も検討していただきたいと思っております。

続きまして、(2) T P Pにおける農業の守りの対策として伺いたいと思っております。これまで先人の方々が築き上げられてきた寒河江市の農業を守るには、これまでにない経験のことでありますので、多くの農家の皆さんとともに農業関係団体や各種団体、さらには消費者団体の皆様とさまざまな議論を重ねていかなくてはならないと考えております。

政府では、T P Pはルールづくりと言っておりますが、寒河江市ではこのように守りの対策としてどのように考えているのか市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 去る11月25日に政府が示した総合的なT P P関連政策大綱におきまして、備えの対策という言葉を使っておりますが、主要5

品目関連については関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭をして、T P P協定発効後の経営安定に万全を期すために生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせた経営安定対策の充実等の措置を講じるというふううたわれているわけですが、申しあげましたとおり、主要5品目についてであります。果樹や野菜につきましても、寒河江の主品目ではありますが、そういうことについては、現段階では国の対応作というものは示されていないというようなところであります。

寒河江市といたしましては、国の動向などを十分見きわめていく必要があるし、御指摘のとおり、県の本部での取り組みなどと十分連携を図って的確な対応を講じていっていただきたいし、寒河江市でもそういうことを踏まえて対策を講じていく必要があると考えています。

いずれにしても、今後の状況については、さらに厳しさが増すということは予想されますので、生産者の皆さんにはこれまで以上にコストの削減、あるいは高品質な農産物の生産によって競争力の向上というものに一層努めていただきたいと考えているところでございませう。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。本日に厳しい状況で、12月にさまざまな討論がなされて発表されるのを、待ち遠しくはないんですが、やはり自分たちが守る姿勢の準備としては段階的に情報を共有をしながらやっていかなければならないと私は常々思っております。

(3) のT P Pにおける農業の攻めの対策としましてお伺いいたします。

T P Pがスタートし、関税が即時撤廃する品目や段階的に関税を引き下げる品目など、攻めの対策としてどのように考え、そして、さくらんぼの里寒河江でもありますが、国の問題では余り重要視されていないところもありますが、

寒河江市のみならず、山形県の顔でもあります。さくらんぼを、どのように攻めの対策として寒河江市と県とで連携をとっていかも市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 政府の政策大綱では攻めの対策ということで、1つには、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成、そして、農林水産物の輸出など需要フロンティアの改革、そして、消費者との連携強化などがうたわれているところでもあります。

寒河江市におきましては、輸出に関していえば、平成25年から紅秀峰の海外試験輸出を行っております。また、今年度からはさらにTPPの参加国でありますマレーシアへの輸出を新たに始めて大変好評を博しているというふうになっているところでもあります。

そういう意味で、この輸出については、紅秀峰の輸出ルートを活用しながら、そして拡大をしていって、紅秀峰のみならず、さらに良品質な他の農産物や加工品などの輸出も模索していければというふうに考えているところでございます。

また、消費者との連携強化ということに関していえば、御案内のとおり、近年の消費者の方々には安全・安心な食品、健康志向の食品が求めているわけでもあります。

先般、トップセールスということでこれまで1市4町の首長さんと東京の大田市場などに行き秋はリンゴ、ラ・フランスのPRをしてきましたが、ことしは逆に市場関係者、仲卸、行政報告でも申しあげましたが、の方、約20名を招いて現地を見ていただいて、西村山の農産物などについてさらに理解を深めていただいたわけでもあります。そういう意味で、生産者の方とも語っていただいて顔の見える新鮮な農産物、そして、ほかの地域の農産物と違うプレミアムな農産物の提供などが図られるのではないかと

いうふうに思っておりますし、今後、こういう取り組みをさらに一層拡大をしていく必要があるというふうにも思います。

また、生産者と消費者の連携、地産地消運動の推進などということで連携をしながら取り組みを進めていくことも大変力強いネットワークになっていくのではないかと考えているところであります。

そういう意味で、寒河江市といたしましては、担い手の育成強化も含めて攻めの対策としてこうした取り組みを一層推進するとともに、先般申しあげました守りの対策とあわせて国、県と連携をしながら的確な対策を講じていく必要があるというふうに認識をしております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。大変厳しい問題でもありますが、私も一生懸命になって取り組んでまいりたいと思います。本当に同感でございます。

続きまして、通告番号6番、農業の活性化についてお伺いいたします。

(1) 市の認定農業者の中で収入1,000万円以上の農家について伺いたいと思います。認定農業者制度は20年を経過し、市では現在、250名程度の認定農業者がおり、寒河江市農業の中核的存在になっていると思っております。経営形態はさまざまではありますが、収入1,000万円以上の農家数をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 認定農業者の方、現在、255名認定をさせていただいております。収入金額1,000万円以上の農家数というお尋ねではありますが、公式な調査によるデータがありませんので、2010年、平成22年になりますけれども、農林業センサスによる販売金額規模別農家数というのがございますので、それでお答えをしたいと思います。平成22年の2月1日における販売金額1,000万円以上の農家数は64戸になって

ございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。通告していないんですけれども、わかる範囲で教えていただければ大変助かるんですけれども、2,000万円以上の農家はわかる範囲であればお願いしたいんですけれども。

○**國井輝明議長** 原田農林課長。

○**原田真司農林課長** お答えします。2,000万円以上の販売金額の農家数は20戸でございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。済みません。突然の質問で申しわけございませんでした。

ということで、255戸の農家のうち、1,000万円から2,000万円が約3分の1程度まで減ってくるという現実であります。その中で農業が展開して意欲ある農業者を求めるために、どのようなことをすればいいのかというのがすごく重要な問題ではないかと私は思っているところであります。

その中で、(2)で寒河江市の認定農業者の中で後継者がいる農家数についてお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 認定農業者255名のうち、33名の方が担い手となる後継者がいる農家であるということでありまして。約13%ということになるかと思えます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。この数字から見ますと、本当に厳しい現実であるということも承知しているわけで質問させていただいているところなんです、その中で農業の発展、振興やさまざまな問題を把握すると、これから展望しなくてはならないものが中・長期的に考えなくてはならないと思っているところでもあります、そこで、(3)農業を牽引して

いただけるトップランナーを設置してはどうでしょうか。先ほどの(1)(2)の数字を踏まえ、後継者がなく収入の低い農家と経営が厳しい農家は少なくありません。社会環境が目まぐるしく変わる時代、なおTPPによる問題も含めながら農業者はこれまでに栽培技術の習得により、単位当たりの収穫量増大を目指してきました。また、近年は高品質生産へ重点を置き取り組んできました。これは農家のたゆまぬ努力の結晶であります。

しかし、農業離れの要因の一つに所得が少ないことが挙げられます。そこで、技術とともに、販売と経営のすぐれている農家を市が認定することで、あの人のような経営者になりたいと願い、後にはトップランナーになりたいと望まれることが重要ではないでしょうか。

また、雇用拡大、農業への意欲が高まり、農業の活性化につながり、さらには新規就農者や後継者の目標となり、寒河江市農業の発展に牽引役としてトップランナー制度設置の取り組みを考えてみてはどうでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このトップランナーの制度というのは、何か県のほうでもそういう制度を設けているというふうに伺っております。県のほうでは、家族経営体では販売金額1,000万円以上の農家をトップランナーという位置づけをして、それを目指す販売金額700万円から1,000万円までの準トップランナーを対象にして農業経営の発展を支援してトップランナーに育成するという事業を行っているというふうに聞いております。

本市においては、トップランナー、1,000万円以上の販売金額のある方は64名というふうになります。また、準トップランナー、700万円から1,000万円までの方は55名というような状況になるかというふうに思います。

そういう意味で、このトップランナー制度、大変地域農業を牽引する競争力のある農家の育成という目的からすれば、大変すばらしい制度になっていくというふうにも思いますので、我々としても、この県の制度なども十分踏まえながら、また農業団体の方などからもお伺いをして、そういうトップランナーに育つような仕組みづくりを考えていきたいというふうに思います。もちろん、県の制度があるわけでありますので、そういった制度を踏まえながら、さらに後継者、担い手を育成するような取り組みを支援していきたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。本当に7年後のTPPを考えるときに、それまでに準備をしてもうかる農業者を一人でも多く輩出しながら、先祖代々の土地を守ってきた農業者が持続可能な農業ができるように、できるだけ早く設置をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、通告番号7、住宅団地造成について、羽前高松駅周辺の住宅団地造成についてお伺いしたいと思います。

市内には幾つかの住宅団地があり人口増加が上がっていると実感しております。住宅団地造成に協力して下さった市民の皆様に深く感謝申し上げます。

今後の住宅団地を考えるとき、広域的な観点から西村山郡の中心部でもある寒河江、中央工業団地の経済力と就業人口は、市発展に大きく貢献していると思っております。寒河江中央工業団地内の市内の就業人口は全体の40%を占め、西村山郡では25%、ほか35%となっております。

また、道路については、国道287号線と国道112号線の交差に隣接しており、かつ左沢線の羽前高松駅も西村山の中心部に位置します。住宅環境には交通網の条件が重要と思っております。

す。家庭を持ち一生に一度の住宅を建設するということは、保育所や小中学校、高校と病院やスーパーなど、中でも高校生の通学手段や集合場所への交通網の利便性が重要ではないでしょうか。今なお西川町の高校生は間沢から羽前高松駅までバスを利用し、左沢線に乗り通学している高校生がたくさんおります。また、河北町西里地区の一部の学生も利用し、市内の西部地区の多くの高校生や通勤にも利用されております。ひいては陵西中学校の生徒数の増加にも効果があるのではないのでしょうか。西村山郡中心部の羽前高松駅裏より国道287号線までの住宅団地造成を、中・長期的な展望に立ち人口増加に向けて検討をしてはどうでしょうか、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 人口減少、さらには移住・定住の促進という観点から、住宅団地の造成というのは検討すべき大きな課題だというふうに思っております。この件については、さがえ未来創成戦略の中でも指摘をしているわけでありまして、現在、新たな振興計画の策定に合わせて道路や土地利用など、将来のまちづくりの指針となります都市計画マスタープランの策定作業を進めているところであります。そういうさまざまな計画の中で連動させながら寒河江のまちをどういうふうにつくっていくかということを総合的に検討していく中で、この住宅団地の造成というものも大きなテーマになってくるんだというふうに認識をしているところであります。

御質問の高松地区は、佐藤議員の御指摘のとおり、JRの駅もあって通勤・通学の利便性も高いわけでありまして、国道287、それから工業団地もあるということでありまして、住宅地として大変適している地域になっているというふうにも思っております。

市におきましては、市民アンケート調査、地域ワークショップなどで新たな住宅団地の造成

についていろいろ御意見をいただいておりますし、この高松駅周辺についても御要望、御意見があったところであります。もちろん、高松地区以外にも複数の地区からそういう御要望も出されているところでございます。

また、この地域は、先ほど御指摘のあったとおり、工業団地に隣接する地域になっておりますから、新たな工業団地の工業用地としての適地の候補の一つにもなっているわけでありまして。そういう意味で、我々としては、先ほど申しあげましたとおり、都市の利活用などについてマスタープランを今年度中に策定する予定になっておりますから、その中で十分検討していかなければならないというふうに考えているところであります。できれば年内に素案などを作成をさせていただいて調整を進めていきたいというふうに考えておりますが、議員から御要望のあった点なども十分踏まえて総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** ありがとうございます。新マスタープラン、新しいまちづくり、そして、山形県の中心部である寒河江、ますます発展することを私も心から祈っているところであります。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

**散 会** 午後1時55分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。